

**区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務  
公募型プロポーザル応募説明書**

**1 業務名**

区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務

**2 プロポーザルの目的**

市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防策の一環とするため、区役所市民課へのキャッシュレス決済の導入に関する提案を募集し、これまでの実績や効果的・効率的な運用のためのノウハウなどを評価することで、本業務に相応しい事業者を選定することを目的とする。

**3 業務の内容等**

(1) 業務内容

別紙「区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務にかかる仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)

(3) 上限額

1, 4 5 4, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

**4 応募資格**

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

**5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法**

(1) 交付期間

公示日から令和3年10月14日(木)までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時

30分から午後5時15分まで。

- (2) 交付場所  
企画総務局総務課

## 6 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

### (1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

公示日から令和3年9月28日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

#### イ 提出先

企画総務局総務課

#### ウ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書(様式1)に記入の上、電子メールで提出すること(件名は「区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務にかかる質問書」とすること)。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

### (2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、企画総務局総務課から質問者に直接回答し、企画総務局総務課において令和3年10月14日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 7 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

### (1) 応募資格の確認

本公募型プロポーザルへの応募を希望する者は、応募資格確認申請書(様式2)及び必要な添付書類を提出し、応募資格の確認を受けなければならない。確認の結果、応募資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

#### ア 添付書類

(ア) 「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市税の納税証明書(写し可)(証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

(イ) 「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

(ウ) 法人の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)

(エ) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式3)

【広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合】

(オ) 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書(又は株主資本等変動計算書)の写し

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がなく、(ア)を添付

しない場合、また、広島市競争入札参加資格者名簿に登載がなく、(オ)を添付する場合は、応募資格確認申請書（様式2）の該当する欄にチェックを入れること。

イ 提出場所

企画総務局総務課

ウ 提出期間

公示日から令和3年9月28日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。申込期間までに必着のこと。）

オ 結果の通知

審査後、速やかに応募資格確認結果通知を発送する。

(2) 企画提案書の提出

応募資格を有すると確認された者は、企画提案応募申込書（様式4）1部及び必要な添付書類を提出し、提案の審査を受けることができる。なお、添付書類の作成に当たっては次に掲げる条件を遵守すること。

ア 添付書類

(ア) 企画提案書

表紙に「区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務に関する企画提案書」と記載の上、正本には記名・押印すること。

(イ) 費用見積書

キャッシュレス決済の利用開始予定日から令和4年3月31日までの費用の内訳を記載した見積書を添付すること。なお、利用開始予定日は、令和4年1月20日とする。

また、決済手数料の見積は、基本仕様書別紙1の参考金額を基礎数値とし、キャッシュレス決済比率を25%、クレジットカード、電子マネー、QRコードがそれぞれ1/3ずつ決済されたものと仮定し、算定すること。

(ウ) 業務実績書（様式 4-2）

(エ) その他の企画提案を説明するために必要な書類（任意）

(オ) 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類（任意）

※ 添付書類は、10部（正本1部、副本9部）提出することとし、応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載すること。副本に法人名やロゴなど応募者が特定できるものが記載されている場合は、本市で該当部分を抹消する。

※ 上記(ア)～(オ)の大きさはA4判縦書きとし、合計20ページ以内とする。（資料やイメージ図など、見やすくするためにA3を利用する場合は、A3を2ページとして扱い、A4と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。）なお、表紙、裏表紙、目次は上記ページ数に含めない。

イ 留意事項

(ア) 提案は、1者につき1件とする。

(イ) 企画提案書は、別紙「受託候補者特定基準」の評価項目に沿った内容とすること。

- (ウ) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- (エ) 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式5）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。
- (オ) 提出書類は返却しない。
- (カ) 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

#### ウ 提案の無効

次に掲げる条件に該当した場合は、その提案を無効とする。

- (ア) 本応募説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案
- (イ) プロポーザル応募者が、令和3年10月14日(木)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(3)の広島市競争入札応募資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合
- (ウ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (エ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (オ) 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- (カ) 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- (キ) 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- (ク) 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

#### エ 提出期間

公示日から令和3年10月14日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

#### オ 提出先

企画総務局総務課

#### カ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 8 プレゼンテーション

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション(質疑応答を含む)を次のとおり実施する。

### (1) 実施日

令和3年10月下旬（詳細な日程は応募者に別途通知する。）

### (2) プレゼンテーションの時間

30分（参加者による提案内容の説明を20分、質疑応答を10分）

### (3) 実施方法

プレゼンテーションの出席者は責任者を含む3名以内とする。説明は全て提出済みの企画提案書に基づき行い、追加資料の提出はできない。なお、キャッシュレス端末

の動作に関する説明についてのみ、動画により説明することを認める。その際、プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事前に申し出ること（パソコン及びプロジェクターとの接続に用いるケーブルは応募者が用意すること。）。

プレゼンテーションの出席者（責任者以外の2名以内）の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に届け出ること。

(4) その他

昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEBにより実施する場合があります。プレゼンテーションの詳細は応募者に別途通知する。

## 9 審査方法

(1) 審査

「区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託候補者特定基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準（60点）に達していないと判断された場合においてはこの限りでない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、書面にて通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、審査結果を広島市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

## 10 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

- (3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を応募させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (5) 本プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。

## 11 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。その際、受託候補者としての決定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額（企画提案書に記載した「契約期間における費用の概算」額の5%）を広島市に支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合は、損害賠償金の支払いを要しない。

## 12 契約

### (1) 契約の締結

優先交渉権者と審査委員会は、企画提案に基づき仕様書を調整し、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。また、企画提案内容により、機器の賃貸借契約等が必要な場合は、協議の上、別途締結する。

### (2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、広島市契約規則第31条に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 13 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案者が本契約案件に参加するための費用及びその後の契約手続に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。
- (5) 別紙「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、

同内容を満たしていることを確認する。

- (6) 本業務に係る令和3年度9月補正予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。また、本市は、契約手続が中止された場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 14 スケジュール

令和3年9月14日(火)	応募受付開始
令和3年9月28日(火)	質問書 提出締切
令和3年9月28日(火)	公募型プロポーザル応募資格確認申請書 提出締切
令和3年10月14日(木)	企画提案書 提出締切
令和3年10月下旬	プレゼンテーション
令和3年10月下旬	審査結果通知

#### 15 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続き開始の公示	広島市ホームページ
02 公募型プロポーザル応募説明書	( <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp">https://www.city.hiroshima.lg.jp</a> ) トップページ
03 (様式1)仕様書等に関する質問書	
04 (様式2)公募型プロポーザル応募資格確認申請書	→「事業者向け情報」→
05 (様式3)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	「入札・契約情報」→「入
06 (様式4)企画提案応募申込書	札発注情報 トップページ
07 (様式4-2)業務実績書	」→「プロポーザル・コ
08 (様式5)取下願	ンペの案件情報」→「令和
09 (別紙)受託候補者特定基準	3年度 方式・案件名」→
10 基本仕様書	「区役所市民課へのキャッ
11 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特 記事項	シュレス決済導入等業務」

#### 16 問合せ先

企画総務局総務課 (本庁舎9階)

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2112 (直通)

E-mail: [soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp)